

# E T C コーポレートカード利用約款

## 第1条（目的）

1. この約款は、各日本高速道路(株)等がE T Cシステムの利用を前提とした大口・多頻度割引制度のために発行するE T Cコーポレートカード（以下、「カード」という。）を、東洋ハイウェイ協同組合（以下、「甲」という。）が、甲に所属する組合員（以下、「乙」という。）に貸与するにあたり、カード利用に関する必要な事項を定めます。

## 第2条（カードの利用範囲）

1. カードは、各日本高速道路(株)・首都高速道路(株)・阪神高速道路(株)・本州四国連絡高速道路(株)等の有料道路において、E T Cシステムを利用した通行料金の支払いに利用することが出来ます。

## 第3条（カードの利用資格）

1. カードの利用資格は、甲に所属する組合員で、甲から適格と認められた乙に限られます。

## 第4条（利用できる車両の範囲）

1. カードの利用車両は、前条規定の乙が正当な使用权を有し、自己のために運行の用に供する車両に限られます。
2. 利用車両の使用者名義が、法人の場合は会社名義に限られ、個人事業者の場合は代表者名義に限られます。
3. 1ヶ月の平均通行料金が概ね30,000円を超える車両に限られます。
4. 前項の条件を満たさない場合でも、乙のカードを利用する全車両の1台あたりの1ヶ月の平均通行料金が概ね30,000円を超える場合はその限りではありません。

## 第5条（E T C車載器の搭載義務）

1. 前条規定の利用車両にはE T C車載器をセットアップし、搭載する義務

があります。

2. ETC車載器を別の車両に付け替える場合は、再セットアップをする義務があります。

## 第6条（カード利用申込）

1. カードの利用承認を受けようとする者は、以下の書類を甲に提出して下さい。
  - ①利用する車両の車検証の写し
  - ②ETC車載器管理番号
  - ③個人事業者の場合は公的機関発行の最新の事業証明（税務署印のある確定申告書・個人事業税の納税証明書等）
  - ④その他甲が必要とする書類

## 第7条（カードの利用資格審査）

1. 甲は、前条規定の申込書類を受領したときは、速やかにカード利用資格審査会において、利用資格の認否を審査する。

## 第8条（カードの利用承認）

1. 甲の発行するカードの貸与により、利用承認したものと致します。

## 第9条（カードの交付）

1. 乙は、カードを交付された時は、甲が発送した簡易書留の受領印を以って、カード受領書に換えるものと致します。

## 第10条（カードの利用者）

1. 次に掲げる者以外は、カードを利用出来ません。
  - ①乙
  - ②乙の使用人その他の従業員

## 第11条（カードの利用取扱いについて）

1. カードの利用・受け払い・保管は次の各号によらなければならない。

- ①乙は、カード取扱管理者（以下、「管理者」という。）を定め、運転者に対して本約款の内容を周知徹底し、本約款に違反する行為を行わないよう適切な指導を行わなければならない。
- ②カードは、いかなる理由があってもカード毎に登録された車両（以下、「登録車両」という。）のみで使用する事。
- ③登録車両もしくは搭載されているE T C車載器が変更となった場合は、速やかに甲へ届出をすること。（同一車両のナンバー変更を含む）
- ④1枚のカードで同時に2台以上の通行をしないこと。
- ⑤管理者は、カードの変形・破損・紛失・窃盗等の防止のため、専用ケースによる保持を徹底させること。
- ⑥管理者は、甲が配布するカード使用についての注意事項等啓発チラシを事務所及び運転者控室に提示する等、取扱注意事項の周知徹底につとめること。

## 第12条（登録車両での利用の徹底）

1. 管理者は、登録車両以外ではカードを使用しないよう運転者への周知徹底につとめなければならない。
2. 管理者は、登録車両以外でのカード使用（以下、「車両不一致走行」という。）が発生した場合、再発防止のための対処につとめなければならない。
3. 管理者は、車両不一致走行が発生した場合、その原因と今後の対処について、甲へ「報告書」を送付しなければならない。
4. 甲からの再三の通達にもかかわらず、乙の車両不一致走行が続く場合、甲は乙に対し、当該カードの利用停止処分または車両単位割引の割引停止処分を科すことがあります。
5. 前項において、甲が悪質だと判断した場合は、乙の全カードの利用停止処分または車両単位割引の割引停止処分を科すことがあります。
6. 乙の車両不一致走行が各高速道路会社等から悪質だと判断され、甲の大口・多頻度割引制度の利用承認を取り消された場合、乙は甲が被る損害を全額弁償しなければならない。

## 第13条（通行料金等の立替払い）

1. 甲は、乙が毎月利用する通行料金等を翌月、各日本高速道路㈱等に立替払いを致します。

## 第14条（通行料金等の決済）

1. 甲は、前条規定により支払った通行料金等を「後納通行料金 東洋ハイウェイ（協）団体総合補償保険料 請求書」により乙に請求致します。
2. 前項の請求に基づき、甲が定める指定日（利用月の翌々月の13日）に乙指定の金融機関の口座より通行料金等を引落とし致します。
3. 甲は、カード毎の割引を適用した利用明細分について「後納通行料金 東洋ハイウェイ（協）団体総合補償保険料 請求書」に記載して、乙へ送付致します。

## 第15条（期限の利益の喪失）

1. 乙は、次のいずれかの事由に該当した場合、本約款に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、債務の全額を直ちに支払うものと致します。
  - ①自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき。
  - ②差押、仮差押、仮処分の申し立てまたは滞納処分を受けたとき。
  - ③自己破産手続開始、民事再生手続開始、任意整理、特別清算、会社更生その他法律上の倒産処理手続きの申立てがあったとき。
  - ④甲に支払うべき債務の履行を遅滞したとき。
  - ⑤甲よりカードの利用停止処分を受けたとき。

## 第16条（遅延損害金）

1. 乙は、甲に対する支払いを遅延した場合、支払い期日の翌日から支払い日まで、また期限の利益を喪失した場合はその残債務全額に対し期限の利益喪失の日から完済の日まで、年14.6%（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延損害金を支払うものと致します。

## 第17条（支払い保証）

1. 甲が定める通行料金等の引落とし指定日に乙の通行料金等の引落としが出来なかった場合、若しくは甲が必要と認めた場合、次に掲げる支払い保証を求めることが出来るものと致します。
  - ①甲が求める連帯保証人の提出
  - ②甲が定めた保証金の積立

### ③その他甲が必要とする保証方法

## 第18条（カードの取扱手数料）

1. 乙は、毎年4月1日付で貸与されているカード枚数に応じ、カード取扱手数料として所定の金額を甲に支払うものと致します。
2. カード取扱手数料は、カード利用の解約、カードの一部返却、カードの亡失等、理由のいかんを問わず返還致しません。

## 第19条（カードの追加発行）

1. 乙は、増車等の理由によりカードの追加発行を受けようとするときは、必要な書類を甲に提出し、甲のカード利用資格審査会において、承認されたことにより追加発行を受けることが出来るものと致します。
2. 甲は、乙にカード1枚につき所定の追加発行手数料を請求するものと致します。

## 第20条（カードの再発行）

1. 乙は、カードを亡失した場合は、必要に応じ、必要な書類を甲に提出し、再発行の手続きを行って下さい。
2. 乙は、自己の責に帰すべき事由によりカードを破損等した場合は、当該カードを甲に返却すると共に、必要に応じ再発行の手続きを行って下さい。
3. 甲は、乙にカード1枚につき所定の再発行手数料を請求するものと致します。

## 第21条（登録車両の入替）

1. 乙が、既にカードを貸与されている登録車両に代えて、新たに別の車両を登録車両として届け出る場合において、甲はカードの再発行として扱い、旧車両のカードを新たに新車両のカードとして再発行し、乙に貸与するものと致します。
2. 乙は、前項の定めにより登録車両の入替を行う場合、必要な書類を甲に提出して下さい。
3. 乙は、前項の定めによりカードの再発行を行い甲から承認された場合は、新車両に再発行される新たなカードを受け取るまでの間、一時的に、旧車

両に貸与されているカードを新車両に利用することができます。

4. 前項の定めにより、旧車両のカードを一時的に利用する場合、当該旧車両のカードは、甲に届け出た旧車両と入れ替える新車両に利用して下さい。
5. 乙は、前項の定めにより旧車両を一時的に利用している場合において、新車両に対して再発行されたカードを受け取ったときは、旧車両のカードを直ちに甲へ返却しなければなりません。返却すべきカードが利用されたことにより生じる一切の責任は乙が負うものと致します。
6. 乙が登録車両の入替の届け出を遅滞又は適切に行わなかったことにより生じる一切の責任は乙が負うものと致します。
7. 甲は、乙にカード1枚につき所定の再発行手数料を請求するものと致します。

## 第22条 (カードの一部返却)

1. 乙は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに不要となったカードを甲に返却して下さい。
  - ①乙の登録車両が売却・廃車等の理由により、カードが不要になったとき。
  - ②登録車両の入替手続きにおいて、入替後の新車両に対して新しいカードが発行され、入替前の旧車両のカードが不要となったとき。
  - ③その他乙の事由によりカードを利用する必要がなくなったとき。

## 第23条 (カードの亡失)

1. 乙は、紛失・盗難等によりカードを亡失したときは、直ちに甲に連絡し、甲より送付された「カード紛失届」を甲に提出すること。
2. 乙が、前項に定める「カード紛失届」を提出した後に、カードを発見したときは、直ちに甲に連絡し、カード発見の届け出をして下さい。この場合、甲からの指示があるまでは、発見したカードは利用出来ません。
3. 前項において、乙が既にカードの再発行を受けているときは、発見したカードを甲に返却して下さい。

## 第24条 (カードの亡失責任)

1. 乙が、管理上の徹底不足、不注意等でカードの取り扱いとしてふさわしくない事由によりカードを亡失したと甲が認めた場合には、甲の定める期間、カードの再発行は出来ません。

2. カードを亡失したことにより生ずる一切の責任は、亡失事由のいかんにかかわらず、全て乙が負うものと致します。

## 第25条（警告）

1. 乙は、カード利用に関し甲から警告を受けたときは、これに従い直ちに是正しなければならない。

## 第26条（カードの利用停止）

1. 次のいずれかに該当する場合は、甲は期間を定めて乙のカードの利用を停止するものと致します。
  - ①乙が、カード利用の有無にかかわらず不正な方法で通行料金を免れ、または免れようとしたとき。
  - ②乙が、カードを管理上の徹底不足、不注意等でカードの取扱いにふさわしくない事由等により亡失したとき。
  - ③乙が、車両制限令に違反し行政処分を受けたとき。
  - ④乙が、第14条第2項に定める通行料金の口座引落しが不能となったとき。
  - ⑤乙が、この約款に違反する行為をしたとき。
  - ⑥前条に定める場合のほか、高速道路通行料金等の支払いが危惧される事由が発生したと甲が認めたとき。

## 第27条（カードの利用承認取り消し）

1. 次のいずれかに該当する場合は、甲は乙のカード利用の承認を取り消すものと致します。この場合、乙は、直ちに全てのカードを甲に返却して下さい。
  - ①乙が、カードを改変したとき。
  - ②乙が、当該乙以外の者にカードを利用させたとき。
  - ③乙が、車両制限令に違反して有罪が確定したとき。
  - ④乙が、甲の督促にもかかわらず通行料金等を支払わないとき。
  - ⑤乙が、この約款に違反する行為をし、その情状が重いつき。
  - ⑥乙が、甲より除名されたとき。

## 第28条（カードの利用解約）

1. 乙は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにカードを甲に返却して下さい。
  - ①カード利用者が3ヶ月間、カードを利用しなかったとき。
  - ②カード利用者がカードを利用する必要がなくなったとき。
2. 前項第1号に該当する場合は、甲は乙に対して、該当のカード利用解約請求が出来るものと致します。

## 第29条（届出事項の変更）

1. 乙は、次のいずれかの登録情報に変更があった場合は、速やかに甲に連絡し、届出事項変更届および添付書類を甲に提出して下さい。
  - ①会社名
  - ②代表者名
  - ③会社所在地
  - ④電話番号・FAX番号
  - ⑤振替口座銀行および口座番号
2. 前項で定める添付書類は、法人の場合は履歴事項全部証明書、個人事業者の場合は公的機関の発行する最新の事業証明書とします。

## 第30条（必要書類の提出）

1. 乙は、カード利用について甲が必要とする書類の提出を求められたときは、その書類を速やかに甲に提出して下さい。

## 第31条（約款違反等によるカードの利用者責任）

1. 乙が、本約款等に違反したことが原因で、甲が各日本高速道路㈱等より大口・多頻度割引制度利用の承認を取り消された場合は、甲が被る損害に対して、乙は全額を弁償しなければならないものと致します。

## 第32条（カードの交換）

1. カードの有効期限（交換期限）は、カード表面に記載された月の末日までと致します。有効期限を過ぎたカードは利用できません。
2. 甲は、カードの有効期限までに、有効期限を更新したカードを乙へ貸与

- します。
3. 乙は、有効期限の過ぎたカードを、乙の責任において切断する等使用不能の状態にして、処分することと致します。

### 第33条（教育情報の提供）

1. 甲の定款第7条の事業規定に基づいて、必要に応じ、啓発チラシ等で高速道路適正利用のための教育情報の提供を行うものと致します。

### 第34条（合意管轄裁判所）

1. 乙と甲との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、甲を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものと致します。

### 第35条（その他の事項）

1. 本約款に特別に定めのない事項については、各日本高速道路㈱等の定める「ETCコーポレートカード利用約款」および「ETCシステム利用規定」に準じて適用するものとします。

### 第36条（カードの事務等手数料）

1. 甲は、乙に対してカード事務等手数料（別表参照）を請求するものと致します。

### 第37条（個人情報の取扱い）

1. 甲は、個人情報保護法、各省庁ガイドラインその他関連する法令等を遵守いたします。
2. 甲は、乙の個人情報について厳正に管理し、その利用・提供においては、法令に基づく場合を除き、乙の同意を得た目的の範囲内のみで利用するものと致します。

### 第38条（免責事項）

1. 甲は、つぎのいずれかに該当するときは、そのために生じた損害について責任を負いません。

- ①提出書類の不備、届出事項の誤り、登録内容の誤り、郵送上の事故その他甲の責によらない事由により、乙のカード利用が遅延し、又は不能となったとき。
- ②乙がカードを亡失した場合において、乙が届出を怠り、他人に当該カードを利用されたとき。
- ③乙の登録車両へのE T C車載器のセットアップについて、セットアップ店が車両番号、車載器管理番号を誤った番号で手続きを行ったとき。
- ④甲の責によらない郵送上の事故又は電話回線等の通信経路において盗聴、妨害等がなされたことにより、乙の名前、住所、電話番号、請求金額等が漏洩したとき。
- ⑤その他甲の責によらない事由により、高速道路の走行及びE T Cシステムが停止したとき。

### 第39条（約款の改定）

1. 甲は、本約款を改定することがあります。
2. 乙は、改定後の約款を承諾できない場合、カードを解約することができます。

### 附則

1. 本約款は、平成17年10月1日から施行。
2. 本約款は、平成23年7月1日に一部改定。

## 一. カード事務手数料

月 利 用 額	手 数 料
1 円を超え ～ 25,000 円まで	500 円
25,000 円を超え ～ 30,000 円まで	1,000 円
30,000 円を超え ～ 35,000 円まで	1,500 円
35,000 円を超え ～ 40,000 円まで	2,000 円
40,000 円を超え ～ 45,000 円まで	2,500 円
45,000 円を超え ～ 50,000 円まで	3,000 円
50,000 円を超え ～ 55,000 円まで	3,500 円
55,000 円を超え ～ 60,000 円まで	4,000 円
60,000 円を超え ～ 65,000 円まで	4,500 円
65,000 円を超え ～ 70,000 円まで	5,000 円
70,000 円を超え ～ 100,000 円まで	5,500 円
100,000 円を超える場合	6,000 円
特殊データ作成料	応 相 談

※ 5 枚以上の利用については半額とします。

※ カード事務手数料には別途消費税がかかります。

## 二. カード取扱手数料および発行手数料

項 目	金 額	備 考
取扱手数料	629 円 (内税)	年度は 4 月 1 日から翌 3 月 31 日まで
追加発行手数料	629 円 (内税)	カード 1 枚につき
再発行手数料	629 円 (内税)	カード 1 枚につき